

オンデマンド教材資料

1. 教育職員免許法の大きな変更の歴史【入門 3：98 頁】

(1) 免許法改正の一覧（変更があった免許状の種類に○を記入）

別表	学校種等	種別	S29	S63	H10	H16	H18	H28	
1	教諭	幼稚園	二種（二級）	○	○	○			○
			一種（一級）	○	○	○			○
			専修	—	○				○
		小学校	二種（二級）	○	○	○			○
			一種（一級）	○	○	○			○
			専修	—	○				○
		中学校	二種（二級）	○	○	○			○
			一種（一級）	○	○	○			○
			専修	—	○				○
	高等学校	一種（二級）	○	○	○			○	
		専修（一級）	○	○				○	
	盲・聾・養護学校	二種（二級）	○	○	○		—	—	
		一種（一級）	○	○	○		—	—	
		専修	—	○			—	—	
	特別支援学校	二種	—	—	—	—	○		
一種		—	—	—	—	○			
専修		—	—	—	—	○			
2	養護教諭	二種（二級）	○	○	○			○	
		一種（一級）	○	○	○			○	
		専修	—	○				○	
2の2	栄養教諭	二種	—	—	—	○		○	
		一種	—	—	—	○		○	
		専修	—	—	—	○		○	

※H16,18 は新たな免許課程の設置による課程認定申請であるので再課程認定ではないが説明の便宜上、表に含んでいる。

※H12 には高校「情報」「福祉」の新設による課程認定申請が行われた。

①昭和 29（1954）年改正

- ・課程認定制度創設後初の免許法改正。
- ・幼・小・中・盲・ろう・養護学校（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））、高（二級免（現一種免）・一級免（現専修免））、養護教諭（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））の規定が設けられる。

※「ろう学校」から「聾学校」への表記変更は昭和 36 年の改正から。

②昭和 63（1988）年改正

- ・初めての再課程認定申請。
- ・全校種・養護教諭に専修免の課程ができる。
- ・一級免・二級免から専修免・一種免・二種免に。

③平成 10（1998）年改正

- ・2回目の再課程認定申請（専修免は再課程認定申請の対象外）。
- ・幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の二種免・一種免のカリキュラムが変更

④平成 16（2004）年改正

- ・栄養教諭（二種免・一種免・専修免）の創設

⑤平成 18（2006）年改正

- ・特別支援学校教諭の創設（二種免・一種免・専修免）（改正前は盲・聾・養護学校教諭免許状）

⑥平成 28（2016）年改正

- ・3回目の再課程認定申請（専修免創設後初めての再課程認定申請（特支専修免を除く））
- ・特別支援学校教諭を除く教諭・養護教諭・栄養教諭（二種免・一種免・専修免）のカリキュラムが変更

(2) 2023 年度を基準とした場合の適用法令【入門 1：57 頁】【入門 3：101 頁】

①幼・小・中・高等学校、養護教諭免許状（一種・二種）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成元（1989）年度以前入学生	旧々々法	昭和 29（1954）年改正法
平成 2（1990）年度入学生～平成 10（1998）年度もしくは平成 11（1999）年度入学生 ※	旧々法	昭和 63（1988）年改正法
平成 11（1999）年度もしくは平成 12（2000）年度～平成 30（2018）年度入学生 ※	旧法	平成 10（1998）年改正法
令和元（2019）年度以降入学生	新法	平成 28（2016）年改正法

※平成 10（1998）年改正法時には再課程認定申請を行う年度が平成 10（1998）年度か平成 11（1999）年度の選択が可能でした。平成 10（1998）年度に再課程認定申請を行った大学については平成 11（1999）年度から、平成 11（1999）年度に再課程認定申請を行った大学については平成 12（2000）年度から旧法の課程がスタートしています。それに伴い旧々法の最終年度も上記表のとおり 2 つあります。

②幼・小・中・養護教諭免許状（専修）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成 2（1990）年度入学生～平成 30（2018）年度入学生	旧法	昭和 63（1988）年改正法
平成 31（2019）年度以降入学生	新法	平成 28（2016）年改正法

③高等学校教諭免許状（専修）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成元（1989）年度以前入学生	旧々法	昭和 29（1954）年改正法
平成 2（1990）年度入学生～平成 30（2018）年度入学生	旧法	昭和 63（1988）年改正法
平成 31（2019）年度以降入学生	新法	平成 28（2016）年改正法

④特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（一種・二種）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成元（1989）年度以前入学生	旧々々法	昭和 29（1954）年改正法
平成 2（1990）年度入学生～平成 10（1998）年度もしくは平成 11（1999）年度入学生	旧々法	昭和 63（1988）年改正法
平成 11（1999）年度もしくは平成 12（2000）年度入学生～平成 18（2006）年度入学生	旧法	平成 10（1998）年改正法
平成 19（2007）年度以降入学生	新法	平成 18（2006）年改正法

⑤特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（専修）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成 2（1990）年度入学生～平成 18（2006）年度入学生	旧法	昭和 63（1988）年改正法
平成 19（2007）年度以降入学生	新法	平成 18（2006）年改正法

⑥栄養教諭免許状（一種・二種・専修）

入 学 年 度	適 用	免許法上の呼称
平成 17（2005）年度入学生～平成 30（2018）年度入学生	旧法	平成 16（2004）年改正法
平成 31（2019）年度以降入学生	新法	平成 28（2016）年改正法

（3）66条の6

小・中・高・養護・栄養（一種・二種）	旧々法	旧法、新法
適用年度	1990～1998/1999	1999/2000～
条文番号	66条の3、66条の4	66条の5、66条の6
日本国憲法	○	○
体育	○	○
外国語コミュニケーション		○
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		○

- ・1991年7月1日から66条の4に条文番号繰り下げ。修得項目に変更なし。
- ・1998年7月1日から66条の4から66条の5に条文番号繰り下げ。修得項目追加。
- ・2002年7月1日から66条の5から66条の6に条文番号繰り下げ。修得項目に変更なし。
- ・2022年4月1日から「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」の選択可となる。

2. 読み替え【入門3：98頁】

(1) 読み替えの必要性

免許法上は「みなし」といいますが、日常の業務においては、「読み替え」とよばれています（以下「みなし」のことを「読み替え」とよびます。）。

そもそもなぜ「読み替え」ということを行う必要があるのかという疑問があると思います。大学の卒業要件上のカリキュラムとしてはずっと同じにもかかわらず、読み替え？と思われると思います。

教職課程においては、卒業要件とは別に免許法の考え方によってカリキュラムをとらえる必要があります。

具体的に説明すると新法というのは令和元（2019）年度以降入学生に適用されます。平成 11（1999）または平成 12（2000）年度～平成 30（2018）年度入学生までは旧法のカリキュラムが適用されます。

これから免許状取得を目指す場合、原則として新法が適用され（例外は経過措置対象者）、旧法以前のカリキュラムで一部の単位を修得した者がこれから免許状取得を目指す場合は、修得済み単位のうち新法の単位に読み替えられるものは読み替えて、不足する単位を履修するということになります。

卒業要件が平成 30（2018）年度と令和元（2019）年度で同じであっても、免許法の視点から見ると別のカリキュラムということになります。

例えば、「日本史概説」という授業科目が開設されていたとします。平成 30（2018）年度と令和元（2019）年度で同じカリキュラムですから、卒業要件という観点からすると内容は同じです。しかし、免許法の視点からすると平成 30（2018）年度入学生が履修する「日本史概説」は旧法科目、令和元（2019）年度入学生が履修する「日本史概説」は新法科目ということになり、この両「日本史概説」が同じ内容かということについて読み替えという手続きでもって確認する必要があります。それをどのレベルの会議体で決定するのか等は各大学に委ねられています。法令上は「新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるもの」ということで具体的な学内での手続きには言及されていませんので大学の裁量に委ねられます。

いったん読み替えると反証を挙げてくつがえすことは認められませんので慎重に行う必要があります。

この読み替えというのは学力に関する証明書上のことですので、通常の成績証明書では読み替えの可否についての表記はできません。

学力に関する証明書の発行の問題を考える場合はこの免許法上の視点から授業科目を眺めるというくせを身につける必要があります。

(2-1) 読み替え表 (中学校) <7頁以降の条文及び通知文をもとに作成>

昭和 29 年改正規則	昭和 63 年改正規則	平成 10 年改正規則	平成 29 年改正規則	令和 3 年改正規則
○教科に関する専門科目	○教科に関する科目	○教科に関する科目	○教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)	
○教科教育法	○教科教育法に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る部分に限る。)	○教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)) に係る部分に限る。)	○教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)) に係る部分に限る。)
○教育原理 ○教育心理学、青年心理学	○教育の本質及び目標に関する科目 ○幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ○教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目 (教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ○教職に関する科目に準ずる科目 (特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)	○教育の基礎的理解に関する科目	○教育の基礎的理解に関する科目
○道徳教育の研究	○道徳教育に関する科目 ○特別活動に関する科目 ○教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)) に関する科目 ○生徒指導及び教育相談に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る部分を除く。) ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教職に関する科目に準ずる科目 (総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
			・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
○教育実習	○教育実習	○教育実習 ○教職実践演習	○教育実践に関する科目	○教育実践に関する科目

(2-2) 読み替え表 (高等学校) (次頁以降の条文及び通知文をもとに作成)

昭和 29 年改正規則	昭和 63 年改正規則	平成 10 年改正規則	平成 29 年改正規則	令和 3 年改正規則	令和 4 年改正規則
○教科に関する専門科目	○教科に関する科目	○教科に関する科目	○教科及び教科の指導法に関する科目 (教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)		
○教科教育法	○教科教育法に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る部分に限る。)	○教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)) に係る部分に限る。)	○教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)) に係る部分に限る。)	
○教育原理 ○教育心理学、青年心理学	○教育の本質及び目標に関する科目 ○幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ○教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目 (教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) ○教職に関する科目に準ずる科目 (特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)	○教育の基礎的理解に関する科目		
○道徳教育の研究	○道徳教育に関する科目 ○特別活動に関する科目 ○教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)) に関する科目 ○生徒指導及び教育相談に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る部分を除く。) ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教職に関する科目に準ずる科目 (総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・総合的な学習の時間の指導法	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・総合的な探究の時間の指導法
○教育実習	○教育実習	○教育実習 ○教職実践演習	○教育実践に関する科目		

(3) 読み替えに関する条文・通知

ア) 教科に関する科目

①平成 29 年改正免許法施行規則（いわゆる新法の施行規則）

附 則（平成 29 年 11 月 17 日文部科学省令第 41 号）

（経過措置）

2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による**改正後の教育職員免許法**（以下「新法」という。）別表第 1 から別表第 8 まで、附則第 5 項、第 17 項及び第 18 項の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第 1 備考第五号口の規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第 7 項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第 7 項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

②平成 10 年改正免許法施行規則（いわゆる旧法）

附 則（平成 10 年 6 月 25 日文部省令第 28 号）

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 98 号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあっては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号口の規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した教科に関する科目の単位とみなすことができる。

③平成元年文部省通知（いわゆる旧々法）

平成元年 5 月 22 日付文部省教育助成局教職員課長通知（平成元年度以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定について

3. 平成 2 年 4 月 1 日前に大学等に在学した者に係る教育課程等について

(4) 平成 2 年 4 月 1 日前に大学等に在学した者で改正法附則第 4 項の規定が適用されない者（(2)及び(3)に該当しない者）が、新法別表第 1 又は別表第 2 の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合については、新法別表第 1 第三欄又は別表第 2 第三欄に定める大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数を修得することが必要となること。

(5) (4)の場合、当該者が旧課程において修得した専門科目の単位数については、次のように新課程において修得した専門教育科目の単位数とみなすこととする。

- ① 既に修得した教科に関する専門科目の単位のうち、新法別表第1備考第五号の規定に準じて認定課程を有する大学が適当と認めたものに限り、教科に関する専門教育科目の単位とみなすこと。

イ) 教職に関する科目

①平成 29 年改正免許法施行規則（いわゆる新法の施行規則）

附 則（平成 29 年 11 月 17 日 文部科学省令第 41 号）

3 **新法別表第 1 から別表第 8 まで、附則第 5 項、第 17 項及び第 18 項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第 1 欄に掲げる免許状の種類に応じ、第 3 欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第 2 欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。**

第一欄	第二欄	第三欄
	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目
中学校 教諭	教科及び教科の指導法に関する科目 (各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)	教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に係る部分に限る。)
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) 教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)

②令和 3 年改正教育職員免許法施行規則附則（「情報通信技術の活用」新設に伴う改正）

附 則

- この省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中教育職員免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号及び第 15 号、第 5 条表備考第七号、第 7 条、第 10 条の 2、第 11 条、第 11 条の 2、第 16 条第 5 項並びに第 21 条の 2 の改正規定並びに第 3 条は公布の日から施行する。
- 令和 4 年 3 月 31 日において教育職員免許法別表第 1 備考第五号イに規定する認定

課程を有する大学若しくは別表第 1 備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第 2 欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和 4 年 3 月 31 日までに第 2 欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第 1、別表第 3 から別表第 5、別表第 8 又は附則第 5 項の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第 2 欄に掲げる科目の単位については、同表の第 1 欄に掲げる科目の単位とみなす。

第 1 欄	第 2 欄
この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）

③令和 4 年改正教育職員免許法施行規則附則（「総合的探究の時間の指導法」への改正）

附 則

- 1 この省令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第 5 条、第 9 条、第 10 条及び第 65 条の 10 の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 〈略〉

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において課程認定大学、免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若しくは免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第1から別表第8、附則第5項、附則第9項又は附則第17項の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第5条第1項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第9条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第10条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	新規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
高等学校 教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。）
養護教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）
栄養教諭	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。）

④平成10年改正免許法施行規則（いわゆる旧法）

附 則 （平成10年6月25日文部省令第28号）

4 新法別表第1又は別表第2の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教職に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
	第 6 条又は第 10 条に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則第 6 条又は第 10 条に規定する科目
中学校教諭	教育の基礎理論に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
	教育課程及び指導法に関する科目	教科教育法に関する科目 道徳教育に関する科目 特別活動に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目
	教育実習	教育実習

⑤平成元年文部省通知（いわゆる旧々法）

平成元年 5 月 22 日付文部省教育助成局教職員課長通知（平成元年度以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定について）

3. 平成 2 年 4 月 1 日前に大学等に在学した者に係る教育課程等について	
(4) 平成 2 年 4 月 1 日前に大学等に在学した者で改正法附則第 4 項の規定が適用されない者（(2)及び(3)に該当しない者）が、新法別表第 1 又は別表第 2 の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合については、新法別表第 1 第三欄又は別表第 2 第三欄に定める大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数を修得することが必要となること。	
(5) (4)の場合、当該者が旧課程において修得した専門科目の単位数については、次のように新課程において修得した専門教育科目の単位数とみなすこととする。	
② 既に修得している次の各表の右欄に掲げる教職に関する専門科目、特殊教育に関する専門科目又は養護に関する専門科目の単位に限り、同表の左欄の教職に関する専門教育科目、特殊教育に関する専門教育科目又は養護に関する専門教育科目の単位とみなすこと。	
(ア) 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合	
新規第 6 条に規定する科目	旧規則第 6 条に規定する科目
教育の本質及び目標に関する科目	教育原理
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習	教育心理学、児童心理学

の過程に関する科目	
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	教育原理、教育心理学、児童心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は、幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。）
教科教育法に関する科目	教材研究
道徳教育に関する科目	道徳教育の研究
教育実習	教育実習

（注）教育実習の単位のうち、教育実習に係る事前及び事後の指導 1 単位については、既に修得している教職に関する専門科目の単位をもってあてることができる。ただし、上表左欄の教職に関する専門教育科目の単位としてみなされた科目の単位を除くこととする。（(イ)から(オ)の場合においても同様とする。）

（イ）中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合

新規第 6 条に規定する科目	旧規則第 6 条に規定する科目
教育の本質及び目標に関する科目	教育原理
幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	教育心理学、青年心理学
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	教育原理、教育心理学、青年心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。）
教科教育法に関する科目	教科教育法
道徳教育に関する科目（中学校教諭のみ）	道徳教育の研究
教育実習	教育実習

3. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

この科目群においては、読み替えという概念がありません。大学において該当する科目があるかどうかを判断することで証明可能となります。

昭和63年改正法下までは日本国憲法と体育の2区分でしたが、現在、新法での証明書の交付依頼があった場合、当時なかった2区分（「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」）についても、修得した科目の中で、それらの科目に該当する科目の単位を修得していれば証明可能です。ただし、数理、データ活用及び人工知能に関する科目については、プログラム認定を受けた以降でないと証明できません。

該当するかどうかの判断の方法については法令等に規定はありませんが、学内の会議体で決定しておくのが1つの方法です。

以下会議体での提案例です。

教育職員免許法施行規則第66条の6に該当する科目について（提案）

教員免許状の取得にあたっては、「教科及び教職に関する科目」以外に「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」が必要となっております。

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。

現行の教育職員免許法施行規則では、第66条の6に定める科目として「体育」「日本国憲法」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作」の4区分設定されており、免許状取得にあたっては、それぞれ2単位の修得が必要であります。

この「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は1988年改正の教育職員免許法施行規則（1990～1999年度入学生適用）により履修が定められた科目であります。当時は「体育」「日本国憲法」の2区分のみでした。そして、1998年改正の教育職員免許法施行規則（2000年度以降入学生適用）により、新たに「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作」の2区分が追加され現在に至っております。

1999年度以前入学の方から1998年改正法（現行法）による「学力に関する証明書」の発行依頼があった場合、当時履修区分として設定されていなかった「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作」についても証明することになりますが、証明にあたっては大学の判断に任されております。

本学における上記の区分に該当する科目について別紙のとおり提案いたします。

以 上

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 単位数は、英語 I A～英語 II B はそれぞれ 1 単位。それ以外の科目は全て 2 単位

	1987 年度以前入学生	1988・1989 年度入学生	1990～1992 年度入学生	1993～1999 年度入学生	2000 年度入学生	2001 年度以降入学生
日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法
	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）	法学（日本国憲法を含む）		
体育	スポーツ科学 I	スポーツ科学 I	スポーツ科学 I	スポーツ科学	スポーツ科学	
	スポーツ科学 II	スポーツ科学 II	スポーツ科学 II			
	スポーツ技術学 I	スポーツ技術学 I	スポーツ技術学 I	スポーツ技術学		スポーツ技術学
	体育実技					スポーツ技術学演習
				人間とスポーツ A	人間とスポーツ A	人間とスポーツ A
				人間とスポーツ B	人間とスポーツ B	人間とスポーツ B
						健康とスポーツ
						スポーツと環境
						現代社会とスポーツ
外国語コミュニケーション	英語	英語 I A	英語 I A	英語 I A	英語 I A	英語 I A
		英語 I B	英語 I B	英語 I B	英語 I B	英語 I B
	英語	英語 I C	英語 I C	英語 I C	英語 I C	英語 I C
		英語 I D	英語 I D	英語 I D	英語 I D	英語 I D
	英語	英語 II A	英語 II A	英語 II A	英語 II A	英語 II A
		英語 II B	英語 II B	英語 II B	英語 II B	英語 II B
	ドイツ語 I L	ドイツ語 I	ドイツ語 I	ドイツ語 I	ドイツ語 I	ドイツ語 I
	フランス語 I L	フランス語 I	フランス語 I	フランス語 I	フランス語 I	フランス語 I
	中国語 I L	中国語 I	中国語 I	中国語 I	中国語 I	中国語 I
スペイン語 I L	スペイン語 I	スペイン語 I	スペイン語 I	スペイン語 I	スペイン語 I	
数理、データ活用及び人工知能に関する科又は情報機器の操作		情報処理入門	情報処理入門	情報処理入門	情報処理入門	
				情報科学実習 I	情報科学実習 I	情報科学実習 I
				情報科学実習 II	情報科学実習 II	情報科学実習 II
				人文科学情報処理実習 I	人文科学情報処理実習 I	人文科学情報処理実習 I
				人文科学情報処理実習 II	人文科学情報処理実習 II	人文科学情報処理実習 II
					教職コンピュータ基礎	教職コンピュータ基礎

網掛けの科目は履修要項記載の科目

学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年8月28日

〇〇大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日～平成21年3月24日(〇〇大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本史及び外国史	○	日本史概説	4	
		東洋史概説	4	
		西洋史概説	4	
		うち日本史 うち外国史		
地理学(地誌を含む。)				
「法律学、政治学」				
「社会学、経済学」				
「哲学、倫理学、宗教学」				
計			12	

教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教職の意義等に関する科目				
・教職の意義及び教員の役割				
・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
・進路選択に資する各種の機会の提供等				
小計			0	
教育の基礎理論に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	教育原論	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
小計			2	
教育課程及び指導法に関する科目				
・教育課程の意義及び編成の方法				
・各教科の指導法				
・道徳の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○	教育の方法と技術	2	
小計			2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導の理論及び方法				
小計			0	
総合演習	○	教職総合演習	2	
小計			2	
教育実習				
小計			0	

計 6

教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
大学が加える教職に関する科目に準ずる科目			
	計	0	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成19年度
------------------	--------

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・「教科に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・「教職に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年8月28日

○○大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ~ 平成21年3月24日卒業(○○大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				※印の科目は平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2項及び第3項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。
日本史・外国史	○	※日本史概説	4	
		※東洋史概説	4	
		※西洋史概説	4	
		うち日本史 うち外国史		
地理学(地誌を含む。)	○	※人文地理学	4	
		※自然地理学	4	
		※地誌	4	
「法学、政治学」	○	※法学概論	4	
「社会学、経済学」	○	※社会学概論	4	
「哲学、倫理学、宗教学」	○	※哲学概論	4	
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目	○	※社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	
		※社会科・公民科教育法Ⅰ	2	
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	
		小計	44	注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。
教育の基礎的理解に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	※教育原論	2	
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○	※教職論	2	
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	※教育行政学	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	※教育心理学	2	
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○			
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	※教育課程論	2	
		小計	10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
・道徳の理論及び指導法	○	※道徳教育指導法	2	
・総合的な学習の時間の指導法	○			
・特別活動の指導法	○	※特別活動論	2	
・教育の方法及び技術	○	※教育の方法及び技術	2	
・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	○	※生徒・進路指導論	2	
・生徒指導の理論及び方法	○			
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○			
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○			
		小計	8	注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。
教育実践に関する科目				
・教育実習				
事前及び事後の指導	○	※教育実習指導	1	
教育実習	○	※教育実習A	2	
学校体験活動	○	※教育実習B	2	
・教職実践演習	○	※教職総合演習	2	
		小計	7	
大学が独自に設定する科目				注) 平成20年改正教育職員免許法施行規則附則第2条適用 修得年度(平成19年度)
		小計	0	
		小計	69	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成20年度
------------------	--------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年8月28日

〇〇大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ~ 平成21年3月24日卒業(〇〇大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本史及び外国史	○	日本史概説	4	
		東洋史概説	4	
		西洋史概説	4	
	うち日本史 うち外国史			
地理学(地誌を含む。)	○	人文地理学	4	
		自然地理学	4	
		地誌	4	
「法律学、政治学」	○	法学概論	4	
「社会学、経済学」	○	社会学概論	4	
「哲学、倫理学、宗教学」	○	哲学概論	4	
		計	36	

教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教職の意義等に関する科目				
・教職の意義及び教員の役割	○	教職論	2	
・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	○			
・進路選択に資する各種の機会の提供等	○			
		小計	2	
教育の基礎理論に関する科目				
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	教育原論	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○	教育心理学	2	
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○	教育行政学	2	
		小計	6	
教育課程及び指導法に関する科目				
・教育課程の意義及び編成の方法	○	教育課程論	2	
・各教科の指導法	○	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	
・道徳の指導法	○	道徳教育指導法	2	
・特別活動の指導法	○	特別活動論	2	
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○	教育の方法と技術	2	
		小計	16	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
・生徒指導の理論及び方法	○	生徒・進路指導論	2	「生徒・進路指導論」を含む。
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○	教育相談	2	
・進路指導の理論及び方法	○		2	
		小計	4	
総合演習	○	教職総合演習	2	
		小計	2	
教育実習				
事前及び事後の指導	○	教育実習指導	1	
教育実習	○	教育実習A	2	
		教育実習B	2	
		小計	5	
		計	35	

教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
大学が加える教職に関する科目に準ずる科目			
	計	0	

・上記の全ての単位を修得した年度	平成20年度
------------------	--------

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・「教科に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・「教職に関する科目」の「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

学力に関する証明書(別表第1) 中一種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年8月28日

〇〇大学長 □□ □□

記

1. 基礎資格

・学位の種類	学士(文学)	・備考	
・在学期間	平成17年4月1日入学 ~ 平成21年3月24日卒業(〇〇大学文学部歴史学科)		

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考	
		名称	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				※印の科目は平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2項及び第3項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。	
日本史・外国史	○	※日本史概説	4		
		※東洋史概説	4		
		※西洋史概説	4		
			うち日本史		
			うち外国史		
地理学(地誌を含む。)	○	※人文地理学	4		
		※自然地理学	4		
		※地誌	4		
「法学、政治学」	○	※法学概論	4		
「社会学、経済学」	○	※社会学概論	4		
「哲学、倫理学、宗教学」	○	※哲学概論	4		
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)					
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目	○	※社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		
		※社会科・公民科教育法Ⅰ	2		
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		
		※社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		
		小計	44	注) ※上記備考の読み替えに加え、令和3年改正教育職員免許法施行規則附則第2項により、旧規則の科目の単位を読み替えている。	
教育の基礎的理解に関する科目					
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	※教育原論	2		
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○	※教職論	2		
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	※教育行政学	2		
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	※教育心理学	2		
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○	※教育課程論	2		
		小計	10		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
・道徳の理論及び指導法	○	※道徳教育指導法	2		
・総合的な学習の時間の指導法					
・特別活動の指導法	○	※特別活動論	2		
・教育の方法及び技術					
・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	○	※教育の方法及び技術	2		
・生徒指導の理論及び方法	○	※生徒・進路指導論	2		
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○				
		小計	8		
教育実践に関する科目					
・教育実習					
事前及び事後の指導	○	※教育実習指導	1		
教育実習	○	※教育実習A	2		
学校体験活動	○	※教育実習B	2		
・教職実践演習	○	※教職総合演習	2		
		小計	7		
大学が独自に設定する科目					
		小計	0		
		計	69		

・上記の全ての単位を修得した年度	平成20年度
------------------	--------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	身体運動論	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報メディア演習	2	
	計	8	

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇